

計 画 書

石垣都市計画火葬場の変更（石垣市決定）

都市計画火葬場中 1 号を 1 号石垣火葬場に名称を改め、次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	火葬場名称			
1 号	石垣火葬場	石垣市字登野城バナナ 及び 石垣市字大川番名	約 8, 1 0 0 m ²	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：現在の火葬場は、昭和 43 年に都市計画の決定を行い、竣工から 45 年間、石垣市、竹富町及び与那国町の 3 市町民に利用されてきた。しかし、施設や設備の老朽化が進んでいることから、新たに火葬場を整備し、今まで果たしてきた役割以上にその機能を拡充する。なお、建築基準法第 51 条に基づき、火葬場は都市計画においてその位置を決定しなければ建築できないため、前面道路西側の土地を追加する。また、一部の土地においては、火葬場として利用していないため減少することとし、現施設の土地及び新たに追加した土地を含めた区域を「火葬場」として都市計画の変更を行う。